

令和3年度 第2回胎内市男女共同参画推進委員会 議事録

1. 開催日時 令和4年3月18日（金） 午後1時30分～3時
2. 会場 胎内市役所301会議室
3. 出席委員 宮腰委員長、浮須副委員長、中島委員（アドバイザー兼任）、新村委員、中川委員、渡邊委員、河内委員、布川委員
4. 欠席委員 大島委員、南波委員
4. 会議次第 別紙のとおり
5. 会議経過 別紙のとおり

委員長 「第3次胎内市男女共同参画推進プラン21実施計画の取組状況について」ということですが、今日は事前に委員の皆様へ令和2年度の事業進行管理シートについてのご意見・ご質問等をいただき、それを事務局の方で集約してござっております。それを皆さんのお手元の資料に順じて事務局にお答えいただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局お願いいたします。

事務局 (当日資料P.1、2「事業進行管理シート全般についてのご意見等」について説明)

委員長 ありがとうございます。それでは今事務局から説明いただきました点について、皆様のほうから何かご不明な点・ご意見等がありましたらお願いします。

委員 アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見や思い込み）なんですけど、具体的には例えばどういったものがあるのか教えていただきたいです。

事務局 例えば、職場においてお茶くみは女性がする、だとか男性が昇進するための会議に出るとかといったものですね。職場に限ったものではないのですが、地域や家庭において、役員は男性がするとか、家庭でよく言われるのが、家事・育児は女性、仕事は男性といったものです。社会的に根付いており、多くの人が無意識に持っているものへの気づき。まずは自覚するところからはじめましょう。ということで研修していただきました。

委員 「普通こうだろう」というように気づいていないようなことですね。

事務局 そうですね、今挙げたのは、あくまで一例ではあるんですけど。

委員 事業評価のスケジュールについてのところなんですけれど、令和4年度に事業としてすすめていくものっていうのは、普通はたぶん令和3年度の反省に基づいて、次にどうしていくってことになると思うんですけど、まだ令和3年度の評価っていうものはなくて、これからしてってということになるんでしょうか。

事務局 そうですね、毎年春先に全課に依頼をしてとりまとめをしています。次回で言えば令和3年度の評価と令和4年度の計画ということで挙げていただいております。

委員 そうすると、4月からじゃなくて、少し早く始動ということになるわけですかね。

事務局 事業の始動については4月からということになるんですけど。

委員 そうすると3年度の評価っていうのは、次の委員会になるわけですか。夏に？

事務局 なるべく早めに考えております。

事務局 きちんとスケジュールについては、時系列でスケジュールのようなものをお示ししたいと思います。今日は2年度の事業進捗管理ということですが、本来であれば3年度も年度末にきてるわけですよね。なので3年度の実証も4年度の早い時期に、4年度の実施計画の中でそれを反映して、事業を推進していくというものですので、連休前とか連休明けぐらいを目途として、令和3年度の

事業計画の検証と併せて、令和4年度の実施計画についてのものをお示しすると、ちょっと時系列でタイムスケジュールというか、そういうものを次回までに出してきちんと出して説明して進めてまいりたいと思います。

委員 今、令和2年度のものについて評価していると思うんですけども、そうするとこれはどこに反映されるのかなって。素朴な疑問なんですけれど。

事務局 遅いっていうのが一番悪いんですけども。

委員 スケジュールを示していただくっていうのは見える化して良いんですけど、結局のところ、事業に活かしていくためには遅いっていうのがわかっているのであれば、早い段階でこれをするのでできないんでしょうか。今後のことでいいんですけど。たとえば、もう計画が出ているんですよ。事業とか予算とか。次の年度の計画とか出てるけど、「これ、ちょっとこじつけた？」という感覚があるのはそのせいなのかなってちょっと思ってしまう。早くできない理由とかあるんでしょうか。

委員 役所の決算って、だいたい9月なんですよ。国会だってそうですよね。

事務局 決算審議は、例えば令和3年度の決算については、議会の決算審査委員会に諮るのは9月定例会の中で諮ります。まあ、今回は市議会議員選挙がありますので、今年は10月議会になると思います。

委員 ですから、行政はそういうスタンスでやってるのかなって。少し勉強して勝手に解釈してるんですけど、違うんですかね。

事務局 予算絡みでお金を使ってやる事業もあるでしょうし、お金を伴わない実施計画もあるわけですよ。最終的な決算は、3月末の支払いを5月末日までに出納閉鎖して全部整理することになっていますので、もう見込みでもある程度大きい変動はないわけですから、決算見込みでも検証は可能だと思いますので、そんなに急に減ったり増えたりはしないわけですので、3月末で決算見込みとして5月までの支払いは続くけれどもだいたいこの事業については、このくらいの額になって、このくらいの経費がかかりますと。それについての費用対効果はこれくらいですという評価は見込みでもできるはずですので、きちんと連休前後までにですね、前年度の評価は可能だと思います。その評価を当該年度の事業に移していくという流れが通常であるので。これは一年遅れみたいな感じになってしましまして、委員の皆さんには違和感で首をかしげられたような状況だと思います。ここら辺は改めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

委員長 では、よろしく願いいたします。それでは、他にないようでしたら、基本目標の方に移らせていただいてもよろしいでしょうか。ではお願いいたします。

事務局 (当日資料 P.3「基本目標 I 人権を尊重した男女平等を推進する意識づくり」について説明)

委員長 それでは、基本目標 I につきまして、ご説明いただきました内容についての、ご意見・ご質問がありましたら、よろしく願いいたします。

委員 今、教えてもらったことについて、ここに記録しなかった理由って何かあるんですか。

事務局 こちらの説明についてもずらずらと載せてしまうと、ちょっと資料として見づらくなってしまうのでは、と思ひまして、質問についてまとめさせていただきました。

委員 よろしいでしょうか。ちょっとお聞きしたいのが、3ページのポチの5「情報発信の具体例」として「にこにこ」っていうのを見せていただいたんですけど、たぶん皆さんも思っただらっしゃると思うんですが、これと男女平等って、どう関係があるのかな、ということ。むしろ右のほうは、お父さんのことは何も書いてないので、逆の方向性になっちゃうんじゃないかな。「お母さん同士で」とか、これたぶんお母さんしか出席できないような時間でやられているのかなと思うんですけど。そこはやっぱりなかなか男の人が育児に参加しがたいことになっている一つの大きな原因なのかなって。やっぱり具体例って大事ですね。右側の書き方なんかやっぱり工夫しないと、「育児は母親だ」ということを伝えちゃうようなワードになると逆効果かなっていう気がします。たぶん皆さんもそう思われているんじゃないかなと思います。

事務局 いずれにしても他のイベントも含めてですね、職ナビもそうですけれども、もうちょっと男女共同参画に資するような事業がわかるようなもの、このお便りであったり、パンフレットであったり全部一式ですね、きちんとそろえさせていただきますので。

委員 でもね、あんまりたくさんあると見れない…。でも一方でこういうのを見るのは大事だし、こういう書きぶりだとかすごく大事だなんて思います。それこそ、さっきのアンコンシャス・バイアスを表現してしまう書きぶりだとあんまりかなと。そうじゃない催しもあると思うんですけど。パパさんもやっぱり来てほしいし、書き方って大事かなって思いました。

委員長 ありがとうございます。他によろしいでしょうか。では、基本目標Ⅱのほうに移らせていただきたいと思います。引き続きよろしくお願ひします。

事務局 (当日資料 P.4「基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の推進」について説明)

委員長 ありがとうございます。それでは、基本目標Ⅱについて、皆様のご質問に対するお答えをいただきましたが、改めて何かありますでしょうか。

委員 資料の23ページ、「災害救援の室を上げる」となっていますが、「質」ではないでしょうか。

事務局 申し訳ございません。こちら、誤植です。「質」で直させていただきます。

委員長 ありがとうございます。

委員 いいですか。18ページの質問をさせていただいたんですけど、農家は、プランにおける位置づけは伝わっているのかということをお聞きしたんですけどもね、プランによる位置づけって何かっていうと、テーマとして「男女がい

きいきと活躍できるまち」で、「基本目標Ⅱあらゆる分野での男女共同参画の推進」、「重点目標 2 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画の推進」と、こういうことを書いているんですよ。それで、こういう目的の農家受け入れのはずですよ。先ほど「農家へプランの位置づけは伝わっています。」という答えだったんですけど、どういう風に伝わっているのかなって非常に疑問なんです。農家のおじちゃん、おばちゃんにね、今度子どもたちを頼むから、こういうことを教え込んでくれと、たぶんこういうことは言わないと思うんですよ。教育委員会しかり、農林水産課の担当にしかり、「今度よろしくね。」ってくらいだと思うんですよ。

事務局 おそらくですよ、農家民泊をする、そこに男の子も女の子も参加します。男性は外仕事してください、女性は中仕事で台所のまかないをやってちょうだいね。みたいなことですね、固定的な性別役割分担のような区分けはしないで、男女共同で、畑仕事をしてもらう、また台所でのいろいろな調理を一緒にするといったように、そういう機会を極力設けるように農家民泊は学校の先生とかも入っているので、やっていただいているのかなという認識なんですけれども。

委員 誠に美しいですね。

事務局 うちの子、実際に行ったことあるんですけど、ほぼみんなさせるって言ってました。鍬を持ったりっていうのも男の子も女の子もみんなさせますし、あと鎌を持って草刈りとかもさせますし、行ったところが、夜バーベキューをしたんですけど、野菜を洗って持ってきて、あと好きにしてねっていう形で子どもたちに全部やらせて、あと布団の上げ下ろし、シーツのたたみかたなど、全部自分でさせるっていう感じで、学校のほうで教えていきます。農家さんはそれを見守っている感じのところが多かったかなって思います。あと学校とも何回も打ち合わせをして、なるべく本人のやりたいこととということをお願いしています。行く前と後で子どもたちはこんなに変わるんだっていうくらい実感しました。他所の知らない人のおうちに泊まるっていうのも初めてです。

委員 農業体験の中で鍬と鎌しか出てこないで、あとほとんどがバーベキューとかの話とかしか出てこないのは農業体験なのかなって。

事務局 あと、大きい農家さんだと、機械とかを使って実際に見せてくださったりはして、一緒に動かしてみたりとかもしています。

委員 例えば何の収穫とかですか。

委員 結構夏の野菜の収穫なんかもやってましたね。農家さんによって違いますけれど。

委員長 ありがとうございます。他にありますか。では、基本目標Ⅲのほうに移らせていただきます。お願いします。

事務局 (当日資料 P.5「基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた環境づくり」について説明)

委員長 ありがとうございます。それでは、基本目標Ⅲについて、今の事務局からの

回答についてのご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。

委員 ハッピー・パートナー企業が5件増えたということですが、どういう業態だかそれぞれ教えていただけますか。

事務局 すぐ思いつくところでは、建設業さんですとか、福祉関連の企業さんですね。工場はなかったんですか。

委員 工場はなかったかと思いますね。補足なんですけれど、登録していただいた企業名等につきましては、ホームページの方に掲載させていただいておりますので、参考までにご覧いただければと思います。

委員長 他にありませんか。では、基本目標Ⅳの方に移りたいと思います。お願いします。

事務局 (当日資料 P.6「基本目標Ⅳ 元気に安心して暮らせるまちづくり」について説明)

委員長 ありがとうございます。それでは、基本目標Ⅳについての事務局からの説明について、ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、最後、令和3年度事業計画について、お願いします。

事務局 (当日資料 P.7「令和3年度事業計画」について説明)

委員長 ありがとうございます。もうすぐ令和3年度が終わってしまいますが、冒頭の話にも戻ってしまいますが、どう進めていったらよろしいでしょうか。事務局が説明された内容を含んだ内容という理解でよろしいんですね。それで、それについての検証がゴールデンウィークまでに行われるというご理解のもとで、ご不明な点等ありましたらお願いします。

委員 7ページのP.1の項目なんですけど、「親、保護者よりも子どもたちへの教育が必要と思う。」というご意見があるんですが、子どもたちへの教育というののもとても大事ではあると思うんですが、親、保護者に対する啓発みたいなものっていうのはまだ不十分のような気がしていて、新潟市の教育委員会で主催している男女共同に関する委員もしているんですけど、やっぱり親、保護者への啓発って難しいけれど大切だよなみたいな話になっていて。というの子どもたちって、言葉で教えられることよりも、たぶん親、保護者の実際の行動から学んでいることって多くて、やっぱりそれは、親、保護者の考え方が反映されてしまうところなんです。だからいくら言葉で言っても、行動が伴わない、それこそアンコンシャス・バイアスに基づいた行動っていうのは出てきやすいと思うので、やっぱりまだまだ親、保護者への啓発っていうのが、大切だになって話になっています。でも、なかなか難しいからどうしようか、ということ、「進路や成績のことなら足を運んでも、会への出席は難しいのではないかな。」っていうのは本当にそうで、なかなか研修会とかしても来ていただけないし、どうしようかなみたいな話になっていて。たとえば参観日ならまだ観に行く人が多くいると思うので、参観日なんかでジェンダーの話とか子どもたち向けにしているところを見させていただいて、親御さんにもいろいろと考えていただくと

いいかなっていう話が出ていたりとか。あるいは、最近だとオンラインとかで、保護者もより参加しやすく、観ていただきやすくなっている話になってきています。今感じたことを伝えました。ジェンダーをテーマにした道徳とか総合の授業で、保護者にも「そうなのか」という気づきを与えるようなものですか、これもまた難しいんですけど、教員への啓発っていうのも必要だったり…。

委員長 ありがとうございます。他によろしいでしょうか。それでは、今日いただいたご意見ないし、ご提案は令和4年度のものに活用されていくということになりますよね。スケジュールの方は、事務局に準備いただくということでしたが、次回に令和3年度の反省と令和4年度の計画ということになりますでしょうか。皆さん、ありがとうございました。

委員 あと1点いいですか。ワーク・ライフ・バランスの講習会とかDVとかっていうのは、本当に研修に出てこなければいけない人に出ていただけないという感じだと思うんですけど、パーセンテージだけで目標とするのはどうなのかなって。来ない層っていうのがすごく重要なので、どういう日にやったら、どういう人が来てくれているのか、とか曜日によっても違うと思うのですよ。さっきのパパさんを対象にするっていうのも、たぶん曜日とかを考慮しなければならないと思うんですが、新潟市の公民館でもすごく悩んでいるという話を聞いたことがあって、本当に必要な人っていうのが出て来れるようにするっていうのが大事だと思うので、そういったことが評価できるようにするっていうのいいのかなと思います。

事務局 おっしゃる通りだと思います。頭数じゃないですよ。どこにターゲットを絞って来ていただきたいかっていう。そこで参加率なりを上げていくっていう視点が大事ですよ。

委員長 ありがとうございます。貴重な情報提供をいただきました。よろしいですか。では、最後に何か連絡等はございますでしょうか。

委員 すみませんね。この評価シートのね、議論は事務局が防波堤になって、この部屋を出ていかないよね。何を言いたいかっていうと、事業評価みたいに課長さんでも係長さんでもいいんだけど、この中身をもっと聞きたいなっていう場を設けない？

事務局 たしかに、全部はちょっと無理にしる、実施計画の中のこの事業とこの事業については、原課の課長なり係長なり担当の声を皆さんにお伝えするというところで、その都度出席を仰ぐとか機会を設けるのも一つだと思います。原課の声を総務課の担当者が聞きまとめるというのは、その中で齟齬があったりっていうのがあるかもしれませんし、全部伝えきれてない部分ももしかしたらあるかもしれませんので、この委員会の中で、実施計画のこの事業とこの事業については、原課の声を聞いてみたいということで要請いただければ出席させるようにします。

委員　　もう一件いいですか。この第3次プラン21の結論にあたって、私が言う話じゃないんだけど、男女参画の条例化を何回か話して、その都度はねつけられて現在に至っているんですね。それでそのはねつけた理由っていうのが、なんか人権啓発の絡みであって、いきなり男女共同参画の条例っていうのはできないんだよと。

事務局委員　　まあ、いけないというわけではないんですけど。

事務局委員　　と言いつつ、たまたま今朝ホームページ見てたら、「胎内市あらゆる差別のない人権や多様性を認め合う基本条例（仮称）素案」っていうのが出ているんですよ。課長がおっしゃったそもそもの何かはこれで間違いないですか。

事務局委員　　そうです。

事務局委員　　それで、ついでに新発田市の方、同じようなことあったんで見てみたら、男女共同参画条例っていうのが出ているんですね、平成27年に。それで平成25年にこれと似たようなのが出ているんです。

事務局委員　　新発田市は人権条例を作って、そのあと男女共同参画条例を作っていますね。

事務局委員　　何を課長は推察しているのかなって。

事務局委員　　今回は素案としてですね、人権教育・啓発推進委員会で揉んだものを今パブリックコメントに出しています。そこに、表題にあるとおり仮称でございますけれども、あらゆる人権ということで男女差別についてもきちんと禁止事項でうたっております。男女の人権・ジェンダー平等も含めてそこに、あらゆる人権に関する項目を網羅した条例を作ろうと、来年度制定を目指して今パブコメをしているんですけども、そののちですね、こんな立派な計画を3次計画まで作ったのであれば、男女共同参画条例の策定を、という話も以前委員さんからありました。そこはまた改めてですね、まずは人権条例を制定してその中で個別化というか特化した男女共同参画条例をですね。人権に関する包括的な条例を作ったのち、障がい者の差別とか、諸々の差別に関しての個別条例にもっていかうかなというふうに考えておりました。

委員長　　ありがとうございました。では、本日の推進委員会はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局　　ありがとうございました。